

## 議員提出議案第2号

### 湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年12月8日提出

湯河原町議會議長 村瀬公大様

提出者 湯河原町議會議員 松井一寿

賛成者 同 貴田太史

同 松野洋一

同 石井温

同 室伏寿美夫

同 山本俊明

同 土屋誠一

#### (提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するとともに、文言の整理を行うため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

## 湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「第2条」を「次条」に改める。

第3条中「第4条」を「次条」に改める。

第24条の2第3項中「第24条」を「前条」に改める。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「、デジタル推進室」を削り、「保健センター、こども支援課」を「健康こどもみらい課」に改め、同表環境・観光産業常任委員会の項中「まちづくり課、土木課」を「防災安全課、まちづくり課」に、「水道課、温泉課、下水道課」を「上下水道課、温泉課」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考																		
第1条の2 (略) 2 (略) 3 前項の委員の任期については、 <u>第2条</u> の規定を準用する。	第1条の2 (略) 2 (略) 3 前項の委員の任期については、 <u>次条</u> の規定を準用する。																			
第3条 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査する場合に限り設けるものとし、 <u>第4条</u> から第6条までに規定する場合を除き、その特別委員会の名称、付議すべき事件及び委員の定数は、その都度議会の議決により定める。	第3条 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査する場合に限り設けるものとし、 <u>次条</u> から第6条までに規定する場合を除き、その特別委員会の名称、付議すべき事件及び委員の定数は、その都度議会の議決により定める。																			
第24条の2 (略) 2 (略) 3 参考人については、第22条、第23条及び <u>第24条</u> の規定を準用する。	第24条の2 (略) 2 (略) 3 参考人については、第22条、第23条及び <u>前条</u> の規定を準用する。																			
別表 (第1条関係)	別表 (第1条関係)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管事項</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務文教・福祉常任委員会</td> <td>秘書広報室、<u>デジタル推進室</u>、<u>地域政策課</u>、<u>財政課</u>、<u>総務課</u>、<u>税務収納課</u>、<u>介護課</u>、<u>住民課</u>、<u>保健センター</u>、<u>こども支援課</u>、<u>社会福祉課</u>、<u>教育委員会</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>固定資産評価審査委員会</u>及び<u>監査委員の所管に属する事項</u>その他の委員会に属さない事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境・観光産業常任委員会</td> <td><u>まちづくり課</u>、<u>土木課</u>、<u>観光課</u>、<u>農林水産課</u>、<u>環境課</u>、<u>水道課</u>、<u>温泉課</u>、<u>下水道課</u>、<u>消防本部</u>及び<u>農業委員会の所管に属する事</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管事項	定数	総務文教・福祉常任委員会	秘書広報室、 <u>デジタル推進室</u> 、 <u>地域政策課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>総務課</u> 、 <u>税務収納課</u> 、 <u>介護課</u> 、 <u>住民課</u> 、 <u>保健センター</u> 、 <u>こども支援課</u> 、 <u>社会福祉課</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>選挙管理委員会</u> 、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 及び <u>監査委員の所管に属する事項</u> その他の委員会に属さない事項	(略)	環境・観光産業常任委員会	<u>まちづくり課</u> 、 <u>土木課</u> 、 <u>観光課</u> 、 <u>農林水産課</u> 、 <u>環境課</u> 、 <u>水道課</u> 、 <u>温泉課</u> 、 <u>下水道課</u> 、 <u>消防本部</u> 及び <u>農業委員会の所管に属する事</u>	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管事項</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務文教・福祉常任委員会</td> <td>秘書広報室、<u>地域政策課</u>、<u>財政課</u>、<u>総務課</u>、<u>税務収納課</u>、<u>介護課</u>、<u>住民課</u>、<u>保健センター</u>、<u>こども支援課</u>、<u>社会福祉課</u>、<u>教育委員会</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>固定資産評価審査委員会</u>及び<u>監査委員の所管に属する事項</u>その他の委員会に属さない事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境・観光産業常任委員会</td> <td><u>防災安全課</u>、<u>まちづくり課</u>、<u>観光課</u>、<u>農林水産課</u>、<u>環境課</u>、<u>上下水道課</u>、<u>温泉課</u>、<u>消防本部</u>及び<u>農業委員会の所管に属する事</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管事項	定数	総務文教・福祉常任委員会	秘書広報室、 <u>地域政策課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>総務課</u> 、 <u>税務収納課</u> 、 <u>介護課</u> 、 <u>住民課</u> 、 <u>保健センター</u> 、 <u>こども支援課</u> 、 <u>社会福祉課</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>選挙管理委員会</u> 、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 及び <u>監査委員の所管に属する事項</u> その他の委員会に属さない事項	(略)	環境・観光産業常任委員会	<u>防災安全課</u> 、 <u>まちづくり課</u> 、 <u>観光課</u> 、 <u>農林水産課</u> 、 <u>環境課</u> 、 <u>上下水道課</u> 、 <u>温泉課</u> 、 <u>消防本部</u> 及び <u>農業委員会の所管に属する事</u>	(略)	
名称	所管事項	定数																		
総務文教・福祉常任委員会	秘書広報室、 <u>デジタル推進室</u> 、 <u>地域政策課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>総務課</u> 、 <u>税務収納課</u> 、 <u>介護課</u> 、 <u>住民課</u> 、 <u>保健センター</u> 、 <u>こども支援課</u> 、 <u>社会福祉課</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>選挙管理委員会</u> 、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 及び <u>監査委員の所管に属する事項</u> その他の委員会に属さない事項	(略)																		
環境・観光産業常任委員会	<u>まちづくり課</u> 、 <u>土木課</u> 、 <u>観光課</u> 、 <u>農林水産課</u> 、 <u>環境課</u> 、 <u>水道課</u> 、 <u>温泉課</u> 、 <u>下水道課</u> 、 <u>消防本部</u> 及び <u>農業委員会の所管に属する事</u>	(略)																		
名称	所管事項	定数																		
総務文教・福祉常任委員会	秘書広報室、 <u>地域政策課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>総務課</u> 、 <u>税務収納課</u> 、 <u>介護課</u> 、 <u>住民課</u> 、 <u>保健センター</u> 、 <u>こども支援課</u> 、 <u>社会福祉課</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>選挙管理委員会</u> 、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 及び <u>監査委員の所管に属する事項</u> その他の委員会に属さない事項	(略)																		
環境・観光産業常任委員会	<u>防災安全課</u> 、 <u>まちづくり課</u> 、 <u>観光課</u> 、 <u>農林水産課</u> 、 <u>環境課</u> 、 <u>上下水道課</u> 、 <u>温泉課</u> 、 <u>消防本部</u> 及び <u>農業委員会の所管に属する事</u>	(略)																		

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
項並びに地方公 営企業に関する 事項	項並びに地方公 営企業に関する 事項	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から 施行する。</p>